

大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱

に基づく資金の融資事務に関する要領

平成 23 年 8 月 3 日制定

(趣 旨)

- 1 大分県チャレンジ中小企業応援資金の融資事務に関しては、大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 3 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行
- (9) 株式会社伊予銀行

(資金の用途)

- 4 融資の対象となる資金の用途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあつては、次の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6 箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

- 5 融資限度額の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。
- (2) 中小企業者又は特定事業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者又は特定事業者の直接の

借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者又は特定事業者に対する融資限度額を超えることができない。

(融資の申込手続)

- 6 融資を受けようとする中小企業者等又は特定事業者は、大分県チャレンジ中小企業応援資金融資に係る通知書(様式1。以下「通知書」という。)3通に、別表に定める書類(以下「関係書類」という。)を添えて、当該中小企業者等又は特定事業者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所(以下「商工会等」という。)又は指定金融機関に提出しなければならない。ただし、組合共同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 7 商工会等は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類1通及び調査意見書(様式2)を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証の決定)

- 8 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定通知等)

- 9 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。
 - (1) 原則として無保証人とする。ただし、法人にあっては代表者を保証人とする。必要に応じて担保を徴求する。
 - (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等及び指定金融機関に通知するものとする。
 - (3) 商工会等は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
 - (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

- 10 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
 - (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等と協力して、

速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

11 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた中小企業者等又は特定事業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等又は特定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等又は特定事業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めるときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式6)及び次のイ〜ロを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

12 削除

(融資状況の報告)

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式3)により、翌月の10日までに、知事に報告しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成23年8月3日から施行する。

2 大分県ベンチャーサポート資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領(平成15年8月1日制定。)は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、大分県創造的企業育成支援資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する

要領（平成15年8月1日制定。）及び大分県経営力向上資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領（平成29年4月1日制定。）により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		添 付 書 類
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあつては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) 組合にあつては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	機械設備等の購入	見積書又は仮契約書 カタログ
	土地の取得	土地売買に係る仮契約書の写し 土地登記簿謄本
	建物の新築	建物許可関係書類 建物平面図
	おおいた未来創造融資	県の認定書や補助金交付決定通知書など、要綱第6条第3項で規定した融資対象者であることを証明する書類。証明する書類がない場合は、担当課の作成した、おおいた未来創造融資に係る証明書（様式7）を提出。
	経営革新特別融資	(1) 経営革新計画承認書の写し (2) 承認経営革新計画の内容が確認できる書類